事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報						平成	28	年度
事業番号	136 事業名 生活相談員設置費		生活相談員設置費					
担当課	中央人権	と人権啓発センター 担当係 人権啓発係						
《公共兩戶目》	施策	1	1 住民が主役のまちづくり		連絡先	0858-84-	3496	
総合計画に最も 関連ある施策	施策体系	2	2 人権尊重のまちづくり				□新規	
対定の心心水	主な事業 人権教育の推進		事業区分	■継続				
	款	3	民生費		事業実施	■八頭町		
) 予算区分	項	1	社会福祉費		主体	□その他		
」	目	3	人権啓発	センター費		計画期間	開始	
	事業	136	生活相談	員設置費		可圖粉间	終了	

2 事務事業の概要

2 事務事業の	1%女								
	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載								
事業の対象	八頭町民								
	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載								
事業の目的	同和問題をはじめとする生活上の諸問題の相談に対応していくため								
	事業の規模や業務量などを具体的に記載								
事業の内容	訪問相談、電話相談をはじめ移動隣保館事業などによる相談対応								
	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載								
事業の手段	福祉の向上と同和問題の解決を図るため、生活相談員を設置し、様々な生活相談に対応する。								
事業の成果	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載								
到達点	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題が解決し、安定した生活が送れるようになること								
根拠法令等	4 1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし 法令等名→ 八頭町生活相談員設置要綱								

3 活動指標、成果指標

	AANIA IN		
活動指標		単位	事業の手段を図るものさし
	Α	件	人権等の生活相談
	В		
	С		
	D		
		単位	事業の成果、到達点を図るものさし
	Α	件	人権等の生活相談
成果指標	В		
	С		
	D		

4 コスト

	<u> </u>									
	区分			25年度	26年度	27年	F度	28年	F度	29年度
	巨刀		単位	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
		Α	件	756	761	550	503	550	642	550
	活動指標	В								
	/口到]日/示	С								
		D								
		Α	件	756	761	550	503	550	642	550
	成果指標	В								
	八木 伯宗	С								
		D								
トータルコスト		千円	14,050	14,070	14,070	14,090	9,285	9,270	7,685	
担:	担当職員数		人	1.0	1.0	1.0	1.0	0.4	0.4	0.2
職」	職員人件費		千円	8,000	8,000	8,000	8,000	3,200	3,200	1,600
事	事業費		千円	6,050	6,070	6,070	6,090	6,085	6,070	6,085
事業	国庫支出金(交·	付金•補助金)	千円							
農費 県支出金(交付金・補助金)		千円	3,025	3,035	3,035	3,035	3,042	3,034	3,042	
財	地方債(借入金))	千円							
源 事業収入(使用料・参加費等)		千円								
訳 一般財源(単町費)		千円	3,025	3,035	3,035	3,055	3,043	3,036	3,043	

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容(具体的に)

実施活動内容· 成果(到達点) 町民への幅広い相談内容に対応していくために、職員の資質の向上を図る研修会などへ積極的に参加をしていく。

成果(具体的に)

相談を解決していくためのケース会議など各専門機関と協力し、問題の解消につなげることができた。

6 事務事業の評価

0 争物争未必	<u> </u>			
評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
	20	20	①必要性が高い	
必要性		13	②どちらかと言えば必要性がある	人権問題をはじめとする生活上の諸問題等の相談に
(町民ニーズ)		7	③必要性が低い	対応するため、専門相談員の設置は必要である。
		0	④必要性がない	
프 V III		20	①町が行わないといけない	
妥当性	20	13	②どちらかと言えば町が実施	】 同和問題の解決は国の責務であるとともに、あらゆる 人権問題の早期解決は住民福祉の向上に寄与するもの
(町が行わなけ ればならないか)	20	7	③妥当性が低い	大権问題の平朔解決は任氏権性の向工に寄与するもの であるため、町が行うべき重要な施策である。
1018/85/80/20/		0	④妥当性がない	
*L ** **	13	20	①効率的である	
効率性		13	②どちらかと言えば効率的である	様々な相談・問題に対応するため、専門的な知識を習得するための研修会にも積極的に参加し、相談員として
(コスト削減の余 地は無いか)		7	③どちらかと言えば非効率的である	侍りるだめの所修云にも憤惚的に参加し、怕談員として の資質向上を図るよう努めている。
地は無いがり		0	④非効率的である	
緊急性	13	20	①緊急性が高い	
(他事業に優先し		13	②比較的緊急性がある	人権問題が多様化し、住民のニーズに幅広く対応しな
実施する必要があるか)		7	③緊急性が低い	ければならない現在、緊急性は比較的高いと思われる。
		0	④緊急性がない	
成 果 (目的の達成状 況)	13	20	①成果が上がっている	
		13	②どちらかと言えば上がっている	】生活相談等の内容も多様化しているため、今後も地域 福祉事務所等と連携して取り組んでいかなければならな
		7	③どちらかと言えば上がっていない	価値事務所寺と建携して取り組んでいかなければならな。 い。
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
	1、拡充する	80点以上	79	
	2、現状維持	60~79点	79	
	3、改善・効率化し継続	50~59点	評価点に	あらゆる人権問題の早期解決は、町民の住民福祉の向上に寄与するものであり、町としても重要な
	4、見直しの上縮小する	40~49点	よる判定	他の向工に寄与するものであり、両としても重要な 施策である。町民に身近な専門相談員の設置によ
	5、終期設定し終了	30~39点	_	心泉である。町氏にまたな寺門品談員の設置により、様々な問題解消を図る必要がある。
	6、休止	20~29点	2	THE THE STATE OF STAT
	7、廃止	19点以下	1	

二次評価	事業の方向性	判定説明•意見					
	1、拡充する	本事業においては、地域住民の生活の改善向上と福祉の増進を図るため、同和地区住民及びその周辺地域の住民の生活上の相談に応じ、必要な					
	2、現状維持	助言、指導を行う生活相談員の設置を行っている。生活相談員は地域住民 にとって身近な存在としてその果たすべき役割は重要であると考える。活動・					
	3、改善・効率化し継続	成果指標を見るに、相談件数は平成27年度に減少したものの平成28年度 には増加に転じており、地域住民の生活上の問題・不安等が増しているよう					
7	4、見直しの上縮小する	に見受けられる。ただ、相談に至らない潜在的な問題・不安等もあると思われ、「相談件数が減少すれば良い」というものでもないと考える。地域住民に					
	5、終期設定し終了	より身近な相談員として、引き続き地域住民の生活状態等の情報把握に努					
	6、休止	め、関係機関との連携を密にしながら親切・丁寧な対応を行っていただきたい。また、近年、人権問題の内容・形態等が多様化している傾向にもあるため、また、近年、大権問題が関している。					
	7、廃止	る。さらなる情報収集や知識習得に努めていただき、専門相談員としての資質の向上を図っていただきたい。					

7 課題及び今後の方向性

	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所
課題	少子高齢化が進むなか一人暮らしの高齢者等も増えてきており、身近な家族・知人等に相談したくても相談しにくい状況にあるため、一人ひとりの悩みや思いをいかにして捉え、相談に対応していくかが課題として上げられる。
	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか
今後の方向性	様々な相談・問題に対応するため、専門的な知識を習得するための研修会にも積極的に参加し、相談員としての資質向上を図る。